



ご相談ください！

外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

外国人労働者の労務管理等に関する

無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただいております。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください！

ウェブ会議システム「Microsoft Teams (チームズ)」を利用したりリモートによる訪問支援も可能ですので、ご希望の方は遠慮なく申し付け下さい！

こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します

外国人労働者の労務管理全般に関すること

- ・外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの？
- ・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

労働基準法等に関すること

- ・外国人にも労働基準法は適用されるの？
- ・労働条件に日本人と差をつけても良い？
- ・外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい！

外国人雇用特有の問題に関すること

- ・就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの？
- ・外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- ・他社の好事例を紹介してほしい。

このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- ・働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- ・助成金の御案内



訪問支援を御希望の場合は、メールや電話でお申し込みください。

その他、ご不明な点がございましたら、外国人特別相談・支援室担当までお問合せください。

MAIL gaikoku-shien@mhlw.go.jp

TEL 03 - 5361 - 8728

メールには以下の内容をご記入ください。

会社名、住所、事業の種類、外国人労働者数、外国人労働者の在留資格、ご担当者名、連絡先(電話番号) リモートによる訪問支援の希望の有無、希望日(第3希望までご記載ください) 相談・支援を希望する内容